

【アメリカ】2010年度情報機関授権法成立

海外立法情報課・廣瀬 淳子

* 2010年10月7日に2010年度情報機関授権法が成立した。オバマ政権は会計検査院が情報機関の監査に関与することや連邦議会への情報公開の拡大など法案のいくつかの条項に反対して拒否権行使を示唆していたが、合意に至り成立した。

情報機関授権法

情報機関授権法は、1978年から2004年まで毎年制定されてきたが、以後成立せず、国防授権法や国防歳出法に情報機関予算の授権条項やその他必要な条項を盛り込んできた。2010年度情報機関授権法(以下「授権法」という)は今回2004年以来6年ぶりに、2010年10月7日に大統領の署名を経て成立した(P.L.111-259)。この法律ではこれまで長年課題とされてきた、情報機関の改革、連邦議会による行政監視の在り方や会計検査院(GAO)の関与が大きな論点となった。

現在アメリカの情報機関には17の機関や組織が存在し、これらは総称して「情報コミュニティ」と呼ばれている。情報活動に関する年間予算の総額は機密だが、750億ドル程度とされている(注1)。

授権法の成立により、情報コミュニティの組織や活動を規定している1947年国家安全保障法及び1949年CIA法等が改正された。情報機関に対する連邦議会の行政監視を強化し、情報機関の秘密活動等に関する情報公開を促進する内容となっている。情報機関の情報に対する会計検査院の情報入手手続の枠組みも定められた。CIA等の各情報機関の監察総監及び情報コミュニティの監察総監も設置された。

法律の概要

授権法は8章で構成され、第1章予算及び人事の授権、第2章CIAの退職・無資格制度、第3章情報コミュニティ総則、第4章情報コミュニティの各機関に関する事項、第5章外交電気通信サービスプログラム局の再編、第6章外国情報諮問委員会法、第7章その他、第8章修正、となっている。主要な条項の内容は次のとおりである(注2)。

第331条 通知手続

大統領、国家情報長官又は各情報機関の長は、情報活動及び秘密活動を、文書でその活動の法的根拠とともに両院の情報特別委員会に報告しなければならない。

大統領は情報機関の秘密活動(covert action)の決定書(findings)について、根拠を文書で提示して開示制限を行うことができる。大統領は、180日以内に制限を解除するか、理由を提示して制限を継続するかを選択しなければならない。ただし、制限を継続する場合でも大統領は情報特別委員会の全委員に決定書の一般的な説明は行わなく

てはならない。

第 332 条 行政監視要求遵守証明

各情報機関の長は、毎年各議院の情報特別委員会に対して連邦議会への情報通知を遵守したこと及び要求された情報は提出したことを示す証明書(certification)を提出しなければならない。提出できない場合は、その理由を明らかにしなくてはならない。

第 336 条 サイバーセキュリティの監視

大統領は、既存のサイバーセキュリティプログラムについて、連邦議会に通知しなければならない。新たなプログラムについては、運用開始から 30 日以内に通知しなければならない。

第 348 条 会計検査院長の情報入手

国家情報長官は、各情報機関の有する情報を会計検査院長が入手することに関する指令(directive)を 2011 年 5 月 1 日までに定めなければならない。国家情報長官は随時指令を改正することができる。会計検査院長は指令に従って入手した情報の機密を適切に保持しなければならない。会計検査院の職員等がこのような情報を不正に漏洩した場合は、処罰される。

第 405 条 情報コミュニティの監察総監

国家情報長官室に情報コミュニティ監察総監室を設置する。室長として、情報コミュニティ監察総監を置く。アメリカの国家安全保障上の重要な利益を損なう場合は、国家情報長官は、監察総監の調査や監査等を禁止することができる。各情報機関の監察総監を委員として情報コミュニティ監察総監会議を設置する。各監察総監は国家情報長官に半年ごとにその活動を報告する。報告は両院の情報特別委員会にも提出されなければならない。各機関の監察総監は深刻な問題についてはただちに国家情報長官に報告しなければならない。また報告は、両院の情報特別委員会に対しても行わなくてはならない。

第 425 条 CIA の監察総監

CIA に監察総監を任命する。任命は、政治的な所属に関係なく、その職務能力に基づいて行われなければならない。CIA の内部告発者については、保護を強化する。

第 431 条 監察総監

1978 年監察総監法を改正して、国家偵察局(NRO)、国防情報局(DIA)、国家安全保障局(NSA)、国家地球空間情報局(NGIA)の各情報機関の長は、それぞれ独立した監察総監を任命するものとする。

注(インターネット情報はすべて 2010 年 12 月 14 日現在である。)

(1) "Long-Delayed Authorization Bill Clears," *CQ Weekly*, October 4, 2010, p.2295.

(2) "H.R. 2701 Bill Summary."

<<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d111:HR02701:@@D&summ2=m&TOM:/bss/d111query.html>>